

令和5年3月28日

関係各位

学校法人 弘徳学園

理事長 岩田 健一郎

### 法人の管理運営における不適切な事象について（お詫びとご報告）

この度、学校法人弘徳学園（本学園）では、昨年4月に通報窓口への情報提供があったことを端緒として、本学園と利害関係を有しない学外有識者である弁護士を構成委員とする第三者調査委員会（調査委員会）を設置し、調査を進めた結果、同委員会から、調査報告書において、①前理事長（理事長（当時））の法人経費による会議会合費・交際費の支出に不適切な点があった、②通信制高校設置事業に関する機関意思決定手続及び同事業に関わる契約調達手続に不適切な点があった、③学内でのハラスメント行為の被害に対する対応が適切になされていないとの指摘を受けました。

本学園では、(1)上記の不適切事象の内容の更なる具体的な特定（発生原因の特定と関係者における責任の所在の明確化を含む）、(2)再発防止策の策定、(3)関係者に対する必要に応じた処分、(4)法人に生じた損失の回復（関係者に対する補償請求を含む）を早急に実施する必要があることを認識し、対応を進めてまいりました。

具体的には、学内の管理体制や内部統制（いわゆるガバナンス）の脆弱性、ハラスメント問題について、抜本的な改善を図るべく、(a)本学園と利害関係を有しない学外有識者である弁護士2名により構成されるガバナンス改善検討委員会（検討委員会）、(b)本学園と利害関係を有しない学外有識者である弁護士2名及びカウンセラーにより構成されるハラスメント特別調査班（調査班）、(c)学外非常勤理事（弁護士）及び教職員により構成される理事会直轄作業部会（作業部会）を組織し、外部有識者からの助力も得つつ、発生原因

の分析、再発防止策の策定、関係者に対して必要な処分内容（法人に生じた損失等の回復を含む）の検討などを進めてきました。

この結果、本学園におけるガバナンス強化が大きな課題であることが浮き彫りとなりました。ガバナンス強化に当たって、調査委員会、調査班、検討委員会、作業部会の指摘事項も踏まえ、組織としての風通しを改め、意思決定過程の適正化を確保することが急務であることを自覚し、これまでの運営を深く反省し、その改善を徹底することといたしました。これらの一連の調査結果及び改善計画について、文部科学省にも報告させていただきました。

このように、管理運営において、不適切な事象を複数生じたことにつき、学生・園児、保護者、教職員及び地域の方々をはじめとする関係各位に深くお詫び申し上げますとともに、事実関係及び本学園による対応について、ご報告申し上げます。

## 1 事実関係について

調査委員会、検討委員会、調査班及び作業部会（各委員会）による調査結果の概要は、以下のとおりです。

### (1) 前理事長の交際費に関する不適切な法人経費支出について

#### ① 法人経費支出された理事長の個人的飲食費について

前理事長（理事長（当時））が法人経費の対象とした会議会合費・交際費には、会食等の都度に飲食店等から領収書の発行を受けるのではなく、一定期間の代金をまとめて後日精算して領収書の発行を受けていたものがありましたが、そうした領収書による精算対象に、一部、前理事長自らの個人的な飲食費が混在していました。そのほとんどは、法人業務のためにホテルに宿泊してチェックアウト時に精算した会食費用を含む領収書に朝食代金が混在していたものでした。このようなかたちで、朝食費用を大半とする前理事長の個人的な飲食費について、本来、法人経費の対象となる会議会合費・交際費ではなかったにもかかわらず、法人経費の対象として扱っていました。

これは、今回、領収書を発行したホテル・飲食店等に対して情報照会し、代金明細書の（再）発行を受けることなどを通じて、飲食人数・内容等を確認したことにより、明らかとなったものです。

このように、法人経費対象の領収書に個人的な飲食費が混在する事態を招いたのは、前理事長において、法人経費の対象となる飲食の特定を正確に図ろうという注意を払うことを怠り、法人経費と個人経費との峻別を軽視する杜撰な対応を継続してきたなかで、法人経費と個人経費との峻別の重要性に関する認識を鈍磨させてきた結果にほかならず、前理事長の責任は重いと云わざるを得ません。

また、提出された領収書に個人的な飲食費が混在していることを見抜けなかった本学園の経費精算の管理体制にも重大な問題がありました。令和3年度以前は、会議会合費・交際費に関する学内関連規程及びその運用において、領収書により日付及び金額を含む飲食の事実が特定されていれば、法人目的での会合であったとする前理事長の自己申告に基づいて、法人経費の対象と扱っていました。領収書と引き換えに精算する際に、対象金額を法人経費と扱うことの適否を判断する基準が定められておらず、実際に、精算事務においても、会合目的、参加者、飲食内容の明細などの確認をしておらず、法人経費と扱うことの適否を個別的・具体的には吟味していない状況でした。

このように法人経費に混在していた前理事長の個人的な飲食費の合計金額は、令和3年度以前の10年間において、2,216,369円でした。

## ② 参加者等を遡って特定することが困難であった会食費用について

今回の調査で、領収書を発行したホテル・飲食店等に対して情報照会し、代金明細書の（再）発行を受けることなどを通じて、飲食人数・内容等の確認を進め、前理事長に対し、具体的に特定された日付における会食の参加者の特定を求めたところ、前理事長の個人的な備忘録における記録を含め、前理事長の個人的記憶等に基づいて会食参加者を確実に特定することは困難であることが明らかとなりました。

このうち、一部の会食については、前理事長の個人的な記憶等に依拠することなく、学内会議・行事・出張に関する記録と照合することにより、参加者や会合目的が特定でき、先行する学内行事・会議などとの結びつきが強いものと認められたため、法人経費の対象とすることが合理的であったと判断いたしました。

一方で、参加者を遡って確実に特定できなかった会食については、個人的な飲食ではないとしても、参加者が確実に特定できていない以上、法人事業との密接な関連性があるのか、それとも、懇親の域を出ないものであるのかの判定が困難であり、現時点で、かかる会食費用を法人経費の対象として扱うことは社会通念上妥当

性を欠くと言わざるを得ないものと判断いたしました。なお、このように参加者を確実に特定できなかった会食費用についても、その内容として、法人経費の対象とすることがおよそ適切でないようなもの（遊興性が高いような飲食費用等）は含まれておりませんでした。

先にも触れましたとおり、令和3年度以前は、会議会合費・交際費に関する学内関連規程及びその運用において、領収書により日付及び金額を含む飲食の事実が特定されていれば、法人目的での会合であったとする前理事長の自己申告に基づいて、法人経費の対象と扱っていました。学内関連規程や運用において、領収書と引き換えに精算する際に、対象金額を法人経費と扱うことの適否を判断する基準が定められておらず、実際に、精算事務においても、会合目的、参加者、飲食内容の明細などの確認をしておらず、法人経費と扱うことの適否を個別的・具体的には判断していない状況でした。このように、本学園として、社会通念に照らして杜撰との誹りを免れない経費精算の体制を採るに留まっていたため、遑って会合目的や具体的な参加者を確実に特定できない会合・会食費用を法人経費として支出してしまう事態を招来しました。

こうして、遑って会合目的や具体的な参加者を確実に特定できず、社会通念上妥当性を欠くと評価せざるを得ない法人経費支出については、法人経費請求の証憑として提出された正規の領収書に対応したものであったことなどから、令和3年度以前当時の学内関連規程に違反していたとは認められないものの、理事会としては、これら支出に対するガバナンス上の責任を負うべきであるとの判断に至りました。

令和3年度以前の10年間で、前理事長の会議会合費・交際費として法人経費支出されたうちの多くについて、対象である会合・会食の具体的な目的や参加者を確実に特定できず、法人経費と扱うことにつき、社会通念上の妥当性を確認できない事態となりました。その総額は、令和3年度以前の10年間で30,000,000円に及びました。

理事会としては、上記のように、会議会合費・交際費の法人経費支出請求に対し、法人経費と扱うことの適否を個別的・具体的には判断していない状況を放置し、社会通念上の妥当性の確認がない支出を許してきたことに対し、ガバナンス上の責任を負うこととしたものです。

## (2) 通信制高校新設に関する理事会における議論の不十分性

① 理事長の業務執行に対する理事会による監視・監督機能の不十分性

調査委員会から「通信制高校新設という新規事業への参入及び関連調達事務について、意思決定機関である理事会・評議員会に対して適時の報告等が行われず、具体的な契約締結に関する理事会における承認決議が事後的なものと言わざるを得ず、本件に関する監視監督において理事会が十分に機能していなかったことが窺える」との指摘を受け、さらなる調査を進めました。

具体的には、通信制高校の新設に関わる申請手続や契約手続などの進捗状況との関係で、どの段階でどのような内容の法人決裁手続が履践されていたか、どの段階でどのような内容の理事会審議がなされていたかについて、当時の実際の各種申請手続・各種契約手続に関する記録、法人決裁書、理事会議事録、学内関係者からの聴取結果等を分析して、検討を進めました。

その結果、各々の申請手続や契約手続については、いずれにおいても必要な法人決裁手続は確実に履践されていたものの、通信制高校の新設が本学園に与える財政的負担の規模を勘案すると、通常の決裁手続に加えて、より緻密に、事業の進捗状況が理事会に報告され、理事会で十分な審議を尽くして方針決定するべきであったことが浮き彫りとなりました。

より具体的には、校舎用地を確保することが現実的となって、計画が具体的に始動し、設置に伴う初期設備投資資金の規模も明らかになった段階では、そのような経済的負担の規模も顕在化させて理事会での審議を十分に尽くすべきでした。

もともと、適時であったかには疑問が残るものの、各々の申請手続や契約手続については、最終局面では理事会による審議で承認されており、本学園の寄附行為及び学内規程に違反するような事実は確認されませんでした。

しかしながら、理事長の業務執行に対する監視・監督という本来期待される役割を理事会が十分に果たしてきたとはいえ、本学園における管理体制や内部統制（いわゆるガバナンス）に重度の脆弱性があることを認識しました。

② 事務分掌・権限分配・相互統制の不足による業務体制の脆弱性

上記のとおり、本学園におけるガバナンスに支障を生じた背景として、本学園の組織体制において、事務分掌・権限分配・相互統制が不足しており、そのため、業務体制が脆弱になっているという問題性があることも認識しました。

具体的には、理事長・各理事・各部署の業務分担が徹底されておらず、各理事の権限や責任の所在の曖昧さを残す状況となっていました。部長や課長という重要ポストの兼務が非常に多く、部署間の相互統制も十分に機能していない状態にありました。

人事計画が不十分であるために適切な人材育成ができず、組織全体が属人化することによりますます統制が効かなくなるとともに、効率的な運営の継続が困難な状況に陥ってしまっていることも強く自覚いたしました。

### (3) ハラスメントについて

調査班により、役職員2名による学内教職員に対するパワーハラスメント行為の存在が認定されました。

また、調査班からは、前理事長がハラスメント申告への対応を放置したり、従前の調査班による調査結果を合理的な根拠なく軽視したり、懲戒委員会による答申を尊重しない処分判断をするなど、不適切なハラスメント対応に陥っていたことにより、本学園としてハラスメント行為を助長してきたといっても過言ではないという厳しい指摘・評価を受けました。

## 2 関係者に対する処分について

本学園理事会では、このたびの公益通報を端緒として認識した一連の不適切な事象について、各委員会による調査・分析結果や提言を踏まえ、文部科学省からもご指導をいただきながら、以下の措置をとることを決定いたしました。

### (1) 前理事長・・・引責辞任等

一連の不適切な事象が発生した当時の理事長でありました前理事長につきましては、令和3年度以前における会議会合費・交際費の不適切な法人経費支出、ハラスメント防止に関する対応の懈怠を含め、法人におけるガバナンスを弛緩させて不適切な管理運営を生じさせた責任をとって、理事長・理事・評議員のいずれをも3月27日付けで辞任し、本学園の経営上の地位の一切から退くことと致しました。

また、令和3年度以前の10年間において、個人的な飲食費であったにもかかわらず、法人経費対象として、会議会合費・交際費に混在させて請求し、法人経費支出を受けた2,216,369円について、本学園に返還し、本学園はこれを受領致しました。

さらに、令和3年度以前の10年間において、社会通念上妥当性を欠く法人経費支出を事実上容認する運用を放置してきたこと、ハラスメント防止に関する対応の懈怠を含め、ガバナンスの観点から理事長として適切な管理運営を怠ってきたことに関し、ガバナンス上の責任の観点から反省の意思を示すため、過去10年間分の役員報酬総額の20%相当額（28,430,000円）を本学園に自主返納する旨を申し出ましたので、本学園は同金額を受領しました。

このように、前理事長が役員報酬の自主返納をしたことに加えて、次項のとおり、各理事も過去の役員報酬を一部自主返納したこと（合計1,570,000円の返納）により、会合・会食の具体的な目的や参加者を確実に特定できなかった会議会合費・交際費の総額に相当する30,000,000円が法人会計に復帰いたしました。

加えて、本学園としてハラスメント対策・対応を懈怠してきたことに関し、特に自らの重大な責任に対する反省の意思を示すため、理事退任に伴って発生する役員退任慰労金につき、その2割に相当する金額を自主返納することを申し出ましたので、本学園は同金額を受領することとしました。

## (2) 理事会・・・学内理事5名、学外理事5名：譴責等

理事長による社会通念上妥当性を欠く法人経費支出を事実上容認する運用を看過してきたこと、ハラスメント防止に関する対応の懈怠を含め、ガバナンスの観点から理事長の職務執行に対する監視・監督体制を怠ってきたガバナンス上の責任につき、全ての理事に対して嚴重注意を行い、譴責処分としました。

また、その責任につき、注意処分に加え、経済的側面からも反省の意思を明確に示すため、令和4年3月31日時点でも在任していた現任理事全員において、就任時点から令和4年3月31日まで（対象期間）の役員報酬につき、以下のとおりに自主返納を申し出ましたので、本学園はこれを受領しました（合計1,570,000円の返納）。

- ① 学内理事：対象期間の役員報酬の11%相当
- ② 学外理事：対象期間の役員報酬の5.5%相当

## (3) 理事・・・ハラスメント行為を認定された理事：職務執行停止

調査班が役職員2名を行為者とするハラスメント行為の存在を認定したことを受け、その処分に関する懲戒委員会を直ちに設置することとし、さらに、うち役員1名については、懲戒委員会が結論を示すまでの間、役員としての職務執行の一切を停止するように命ずる処分を行いました。

加えて、懲戒委員会の議決結果も踏まえるなどし、要件が充たされれば、役員解任を含めた適切な措置を断行することとしております。

### 3 再発防止策について

理事会を中心とする組織的意思決定のもとにコンプライアンス遵守、ガバナンス強化に向けた再発防止策へ真摯に取り組み、学校法人として教育・研究活動のさらなる充実に邁進していく所存であります。

#### (1) ガバナンス強化の具体策について

##### ① はじめに

今回明らかとなった本学園のガバナンス上の問題点の背景には、創業家である前理事長によるトップダウンでの学校法人運営体制が存在します。本学園は、平成16年4月に学校法人近畿大学から分離独立して以降、その独立を果たした前理事長が経営の中枢を掌り、人事権をはじめとした全ての権限が前理事長に集中していました。

そのような体制のもとで、学内役職員において、前理事長に批判的な意見を述べるのが困難な環境が定着してしまいました。具体的には、理事会等の会議体においても、前理事長が推進する提案について全会一致を目指すあまり、案件の背景に存在する不利益情報の顕在化を嫌う傾向、すなわち、いわゆるパッドニュースファーストの精神に相反する組織風土が醸成されてしまいました。

今回、本学園のガバナンス強化に当たっては、理事長への権限一極集中体制と決別することにより、理事会を中心とする組織的意思決定のもとで、コンプライアンス遵守、ガバナンス強化に真摯に取り組んでまいります。

##### ② 担当理事制度の導入

学内理事について、その教職員として主に担当している業務を所掌対象とし、正担当理事に配置して、責任と権限を明確にしました。その上で、学外理事を副担当理事に配置することにより、法人内の実務・実態を熟知している正担当理事が業務を主導しつつ、副担当理事がその専門的知見を生かして正担当理事を補佐し、同時に批判的見地からも検討を加える体制を構築し、担当理事において、所掌業務を所管する教職員との関係で階層的な内部統制を図ることといたしました。

##### ③ 理事会による申し合わせ



理事会による各種申し合わせにより、早急に改善が必要な事項に関する規律を明確にして、運用できる枠組みを整備しました。

i 担当理事制度の運用に関する申し合わせ

これまで理事長決裁事項とされてきたものについて、原則として担当理事による決裁の対象とするとともに、複数の所掌事務部門に跨る案件については、各部門の担当理事間の合議とすることとしました。また、重要事項については、担当理事の判断により、幅広く理事会の審議に付し、多様な観点からの検討・吟味を進めることとしました。

ii 理事会審議事項に関する申し合わせ

従前から寄附行為において理事会決定事項と定められてきたものに加えて、少なくとも、学則の制定、就業規則の決定、資産の運用、工事の契約、重要な設備の購入等の重要事項については、理事会に付議するものとし、また、それ以外についても、一定金額以上の経済的負担を生じる新規案件や長期間の拘束を生じる契約関係などについても、原則として、理事会付議事項とすることとしました。

④ 公益通報外部受付窓口を法律事務所（弁護士）に設置

公益通報の学外受付窓口を法律事務所に設置することとし、具体的には、窓口の独立性と通報に対する迅速な対応を両立させるべく、弁護士資格を有する監事（新任（後述のとおり））が所属する法律事務所に窓口業務を委託することとしました。

⑤ 内部統制強化のための決裁書様式変更等の業務見直し

法人決裁書について、標準書式を改訂し、対象案件に関するリスク分析を十分にいき、その上でも案件を進める必要性を意識して記載するように求めるとともに、関連する学内規程との関係を明記するようにも求めることとしました。決裁書式に関する意見等を各所属長に集約し、書式の一層の改善にも努めることとしました。

(2) ハラスメントの再発防止について

① 理事会による申し合わせ

この間にも、ハラスメントの被害相談・申告に関する学内規程を改訂し、被害者配慮・保護を重視した事実調査・対応を充実させる方向で体制を改善して参りました。加えて、理事会として、学内におけるハラスメントを根絶するために努力す

ることを誓約するとともに、今後は、ハラスメントに関する被害相談・申告に対し、法人として真摯に対応することとし、ハラスメント被害申告に対する特別調査班による認定やこれを踏まえた懲戒委員会の判断を尊重し、合理的理由なく、それら認定・判断に相反する処分を行うことは許さない運用とすることを申し合わせました。

② ハラスメント相談・申告の外部受付窓口を法律事務所（弁護士）に設置

学内窓口に加えて、学外の法律事務所を外部相談窓口（申立受付窓口）として設置することとしました。具体的には、代表を女性弁護士が務める法律事務所に外部相談窓口（申立受付窓口）業務を委託することとしました。

③ ハラスメント研修の充実

教育機関という本学園の性格に鑑み、教職員から学生に対するハラスメントを防止する観点での研修に重点を置く傾向がございましたが、今後、学内教職員間におけるハラスメントの防止にも十分に意識を払った研修体制を構築して参ります。

(3) 監事監査の強化について

財務・会計的な観点を中心として法人業務監査に従事してきた現状の税理士・公認会計士等の資格を有する監事2名に加えて、新たに、法務的な観点を中心として法人業務監査に従事することが可能な弁護士資格を有する監事1名を3月17日付けで選任しました。

(4) 交際費の適切化について

令和4年度より、会議会合費・交際費に関する規程を整え、法人支出の対象の定義・範囲を明確化した上で、法人経費の請求に際しては、対象となる会合の内容・参加者の特定を求めており、また、精算の方法についても、原則として、請求書精算の方式しか認めない運用として、支出の適正化を図ってきました。今後さらに、目的・内容が法人事業、学内会議・行事等との密接な関連性を有する会合・会食に限って法人経費の対象とするものとして、一層の適正化を図っていくほか、また、関係規程を一部改正し、学内者による会合上限金額、学外者による会合上限金額を定め、上限金額を超える場合には理事会による承認を必要とするものとします。例外的に仮出金や立替払いによる精算を行う場合であっても、事前に開催日・開催目的・参加者等を記載した決裁書を起案して申請し、担当部署の承認を得たうえで、支出後には領収書だけでなく注文内容の詳細が記載されたレシートなどの添付を要求する運用を徹底してまいります。

#### 4 最後に

前理事長に権限が一極集中していた体制から決別し、新体制を進めさせていただくにあたりまして、ここに決意を述べさせていただきますことをおゆるしく下さい。

学外有識者により構成されたガバナンス改善検討委員会、ハラスメント特別調査班による分析、具体的には、この間の理事会による法人業務執行に関する監視・監督が機能不全に陥っており、ハラスメント行為の被害申告への法人の対応が不十分であったという指摘を真摯に受けとめ、反省を深めております。

今般の問題の背景として、理事長への権限一局集中化とそれをゆるしてきてしまいました理事会の姿勢が大きな問題として横たわっていたことにつき、率直にお詫びさせていただきますたく存じます。

これを踏まえ、管理体制・内部統制の見直しを図り、理事会審議の実質化・活性化を図るため、担当理事制度に基づく権限と責任の明確化を通じて、ガバナンスの強化に努めてまいります。

さらに、会議会合費・交際費の関係につきましても、支出管理体制の構築は言うまでもなく、使途に疑義が出ないように、健全な財務運営にも注力してまいります。

誰もが意見を言いやすく、開かれた法人を構築するため、独立性の高い通報・相談窓口を確保し、ハラスメントの起こりにくい職場環境や学修環境を作り上げていくことに邁進いたします。

今回の不適切な管理運営によって失墜した本法人の信頼を回復することが急務であると重く受け止めております。新体制においては、可能な箇所からできる限り早く改革を実践していき、組織としての体質や風土の改善に努めてまいります。

このことは、学生・生徒・園児の皆さんの将来にも深く関わることでありと重大な責任を痛感しております。

今回の事態にはお詫びの言葉もございませんが、何卒、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りたく、伏してお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

法人本部長 長瀬 泰三

電話：079-247-7301